

厚生労働省
東京労働局発表
令和 7 年 8 月 29 日

担 当	東京労働局 労働基準部 健康課
	課 長 木村 恭巳
	主任労働衛生専門官 鈴木 基泰
	電 話 03(3512)1616

全国労働衛生週間を 10 月に実施します

～準備期間：9月1日から9月30日、本週間：10月1日から10月7日～

東京労働局（局長 増田 嗣郎）は、事業者等の関係者が、労働衛生に関する意識の高揚と、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保を目的とした全国労働衛生週間を実施します。

東京労働局では、「産業保健フォーラム IN TOKYO 2025」の開催、事業者団体等に対する要請、メンタルヘルス対策等自主点検の実施などの取組を行うこととしています。

全国労働衛生週間について（別添資料 1、2）

全国労働衛生週間は、昭和 25 年から毎年実施しているもので、今年で 76 回目を迎え、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところです。

今年は、第 14 次労働災害防止計画に基づく取組が展開されているところであり、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図る観点から、令和 7 年度の全国労働衛生週間を以下のスローガンの下で実施します。

「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」

東京労働局管内においては、上記趣旨を踏まえ、以下の取組を行います。

【取組事項】

1 「産業保健フォーラム IN TOKYO 2025」の開催（別添資料3）

（1）開催日時

10月8日（水） 10時20分から16時00分

（2）開催場所

ティアラこうとう（東京都江東区住吉2丁目28番36号）

（3）内容

① 基調講演

「高年齢労働者のウェルビーイングと産業保健に求められる役割」

法政大学キャリアデザイン学部教授

東京産業保健総合支援センター相談員 廣川 進 氏

② 事例発表1

「ケースに学ぶ高年齢労働者の健康保持・増進策と自職場への活用」

産業医科大学 産業医実務研修センター副センター長

教育教授 柴田 喜幸 氏

③ 事例発表2

「人生100年時代の口の健康とは～歯だけではなく口の機能も重要です～」

東京科学大学 大学院 医歯学総合研究科

地域・福祉口腔機能管理学分野 教授 松尾 浩一郎 氏

④ 事例発表3

「企業における治療と仕事の両立支援～職場の環境整備の視点から～」

公益財団法人 明治安田厚生事業団 ウェルネス開発室長

健康経営エキスパートアドバイザー 三橋 由美子 氏

⑤ 健康測定・相談・展示コーナー

イベント会場において、健康測定コーナー、各種安全衛生管理・ストレスチェック等の相談コーナー、図書や保護具の展示コーナー等を設け、様々な産業保健情報の提供を行います。

2 「TOKYO 介護施設 SAFE 協議会」の開催

令和7年9月10日（水）、介護施設における腰痛等の労働災害防止のための協議会を開催します。また、当局管内の約2800事業場に対し、腰痛予防対策に関する自主点検を行います。

3 事業者団体及び事業場等に対する要請等

- （1） 当局管内の事業者団体等（95団体）に対して、本週間の実施について、傘下の会員事業場への周知啓発を行うよう要請しました（別添資料4）。

(2) 当局管内の事業場に対し、ストレスチェックの実施状況等、メンタルヘルス対策に関する自主点検を行います。また、これらの自主点検及び各種会議等においてストレスチェックの取り組み事例等のリーフレットを配布するなど周知を行います（別添資料 5、6）。

(3) 化学物質による健康障害防止対策として、ラベル表示や SDS の交付、リスクアセスメントの取組状況に関する自主点検を行います。

(4) 労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取及び意見を踏まえた就業上の措置の実施について、事業者の皆様に変更を徹底していただくことを促すため、毎年 9 月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け、集中的・重点的に啓発を行います（別添資料 7）。

4 東京労働局管内の労働基準監督署の取組

都内の各労働基準監督署では、労働衛生週間説明会や事業場訪問するなど、本週間についての周知・指導や広報活動を集中的に行います。

5 5 月から 9 月は、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」中です（別添資料 8、9）。

東京労働局 公式  (旧 twitter) 開設しました



別添資料

- 1 全国労働衛生週間 リーフレット
- 2 令和 7 年度全国労働衛生週間 実施要綱
- 3 産業保健フォーラム IN TOKYO 2025 リーフレット
- 4 事業者団体等に対する協力依頼
- 5 令和 7 年度「メンタルヘルス対策等自主点検」の概要
- 6 事業場の皆様へ ストレスチェックを実施しましょう
- 7 職場の健康診断実施強化月間 リーフレット
- 8 熱中症クールワークキャンペーン パンフレット
- 9 Cool Work TOKYO (8 月号)

第76回 全国労働衛生週間

2025（令和7）年10月1日～7日【準備期間：9月1日～30日】

全国労働衛生週間スローガン

ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて
ストレスチェックで健康職場

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 女性の健康課題への取組
- 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



ひと、くらし、あらしいのために

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署

産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターは、産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。

地域産業保健センター（地産保）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

また、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う「団体経由産業保健活動推進助成金」による支援も実施しています。

■産業保健総合支援センター（さんぽセンター）

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



メンタルヘルス対策

職場でのメンタルヘルス対策に関する法令・通達・マニュアル、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」を掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/>



メール・電話・SNS相談窓口を設置し、メンタルヘルス対策の取組事例などを紹介しています。

■働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立支援のガイドラインや企業の取組事例、シンポジウムなどの総合的な情報を紹介しています。

■治療と仕事の両立支援ナビ

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



化学物質管理

職場の化学物質管理の総合サイト「ケミサポ」や化学物質管理に関する無料相談窓口のご案内などを掲載しています。

■職場の化学物質管理の道しるべ「ケミガイド」

<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>



転倒・腰痛予防対策

転倒・腰痛予防対策の参考資料を紹介しています。

■「いきいき健康体操」（監修：松平浩）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000895038.mp4>



■腰痛を防ぐ職場の好事例集

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001465336.pdf>



SAFEコンソーシアム

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」

※に加盟し安全衛生の取り組みを社内外にPRしましょう！



※増加傾向にある転倒・腰痛などの労働災害について、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図る活動体です。趣旨に賛同した企業、団体でコンソーシアムを構成し、労働災害問題の協議や、加盟者間の取り組みの共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートします。

■SAFEコンソーシアムポータルサイトはこちら
(サイト内から加盟申請もできます)

<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



高齢労働者の健康づくり

高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた取り組みを進めましょう。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html



働き方改革

時間外労働の削減や年次有給休暇取得促進など働き方改革の推進に役立つ情報を紹介しています。

■働き方の現状が把握できる「自己診断」等
(働き方・休み方改善ポータルサイト)

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



■各種助成金や無料相談窓口の紹介等
(働き方改革特設サイト)

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top>



労働安全衛生調査

事業所が行っている安全衛生管理や、そこで働く労働者の不安やストレスなど心身の健康状態についての調査結果を公表しています。安全衛生管理の参考資料として活用するとともに、調査対象となった際のご協力をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50_an-ji.html



その他

■職場における熱中症予防情報

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



■職場における受動喫煙防止対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html



■労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です！

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html



令和 7 年度全国労働衛生週間実施要綱

1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和 25 年の第 1 回実施以来、今年で第 76 回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、高齢化の進行により、一般健康診断の有所見率が上昇を続けているほか、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加するとともに、女性の就業率が上昇し、働く女性の健康問題への対応も課題となっている。このほか、業務上疾病は引き続き高い発生件数で推移しており、熱中症や腰痛など、気候変動、高齢化等の要因による業務上疾病の発生が増加している傾向にある。こうした労働環境を取り巻く変化に対応し、あらゆる労働者が健康に働き続けるためには、職場における健康管理はもとより、女性の健康への対応、治療と仕事の両立支援、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりの推進が重要である。

他方、業務災害に係る過労死等事案の労災認定件数は、令和 6 年度には 1,296 件となっており、引き続き過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策の推進が必要である。また、業務災害に係る過労死等事案の労災認定件数のうち、業務災害に係る精神障害による労災認定件数は令和 6 年度には 1,055 件と過去最多となっており、職場におけるメンタルヘルス対策の取組の一層の促進が必要となっている。

特に、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策を含めた労働者の健康確保や取組の推進が重要である。

化学物質による健康障害防止については、国が行う化学品の危険性・有害性の分類（GHS 分類）の結果、危険性・有害性があると区分された全ての化学物質を対象として、事業者がリスクアセスメントを実施し、その結果に基づき、ばく露防止措置を適切に実施する制度（自律的管理）が令和 6 年度に全面的に施行されている。今後も対象となる化学物質の数は順次拡大し、幅広い業種で対応が必要になることから、引き続き自律的管理の定着・推進に向けた取組が必要である。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間約 1,000 人にも及ぶところ、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存している。その解体工事が 2030 年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務付けられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に講じられていない事例が散見されたことを踏まえ、一定の建築物や工作物などの解体・改修工事については、資格者による事前調査や、石綿事前調査結果報告システムを用いた報告の義務化など、石綿によるばく露防止対策の強化

を進めている。

このような状況を踏まえ、第14次労働災害防止計画（以下、「14次防」という。）において、令和5年度より「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」や「労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」、「労働者の健康確保対策の推進」、「化学物質等による健康障害防止対策の推進」等合計8つの重点を定め、労働災害防止対策を進めており、今年度で3年目を迎える。

これらに加え、令和7年5月に公布された労働安全衛生法等の改正法により、労働者数50人未満の小規模事業場に対してストレスチェックの実施が義務付けられた（施行日は公布後3年以内に政令で定める日）。また、危険性・有害性情報の通知義務（SDSの交付等の義務）に罰則を設けることや、個人ばく露測定を作業環境測定として位置づけ、作業環境測定士に実施させること等も新たに規定されている。

さらに、令和7年6月に公布された労働施策総合推進法の改正法により、治療と仕事の両立支援のための必要な措置を講じることが事業主の努力義務とされた（施行日は令和8年4月1日）。

また、職場における熱中症による死亡者数が3年連続で30人を超えている状況等を踏まえ、熱中症による死亡災害の減少に向けて、熱中症のおそれがある作業者を早期に発見するための体制整備、熱中症の重篤化を防止するための措置手順の作成、これらの体制や手順の関係作業員への周知を内容として労働安全衛生規則を改正し、令和7年6月1日に施行されたところである。

こうした背景を踏まえ、今年度は、「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

2 スローガン

「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」

3 期 間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

4 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

5 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

6 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

7 実施者

各事業場

8 主唱者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

9 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

10 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

- (1) 全国労働衛生週間中に実施する事項
 - ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
 - イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
 - ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
 - エ 有害物の漏えいによる事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
 - オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施
- (2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

ア 重点事項

(ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項

- a 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び勤務間インターバル制度の導入など労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- b 事業者による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明
- c 労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
- d 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- e 小規模事業場における地域産業保健センターの活用

(イ) 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項

- a 事業者によるメンタルヘルス対策の表明
- b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
- c 4つのメンタルヘルスケア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進
- d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
- e ストレスチェック制度の適切な実施（実施結果の労働基準監督署への報告を含む）の徹底、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
- f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
- g 「自殺予防週間」（9月10日～9月16日）等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施
- h 産業保健総合支援センターにおけるストレスチェックの実施等のメンタルヘルス対策に関する支援の活用
- i 地域産業保健センター（高ストレス者の医師の面接指導等の産業保健サービス）の活用

(ウ) 小規模事業場における産業保健活動の充実に関する事項

- a 産業医、産業保健師等の活用による産業保健活動の充実
- b 一般健康診断結果に基づく事後措置の徹底
- c ストレスチェックの実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用

した職場環境改善の取組の推進

d 小規模事業場における地域産業保健センターの活用

(エ)「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項

- a 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
- b 研修等による両立支援に関する意識啓発
- c 相談窓口等の明確化、社内における両立支援体制の整備
- d 個人情報保護のための適切な情報管理
- e 両立支援に関する休暇・勤務制度等の整備
- f 両立支援コーディネーターの活用
- g 産業保健総合支援センターによる支援の活用

(オ)女性の健康課題の理解促進に関する事項

- a 女性の健康課題に関する健康教育や相談体制の整備等の取組の実施
- b 産業保健総合支援センターにおける事業者や人事労務担当者、産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修の受講
- c 産業保健総合支援センターにおける女性の健康課題に関する相談窓口の活用

(カ)労働者の作業行動に起因する労働災害（転倒・腰痛災害）防止対策

- a 高年齢労働者が安全に働き続けることができるよう、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）を踏まえ事業場の実情に応じた施設、設備、装置等の改善及び体力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮した、作業内容等の見直し
- b 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進
 - (a) リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
 - (b) 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む。）の実施
 - (c) 介護・看護作業における身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入の促進
 - (d) 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人力への負担の軽減

(キ)「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進等に関する事項

- a 熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底
- b 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
- c 作業を管理する者及び労働者に対する労働衛生教育の実施
- d 糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対する医師等の意見を踏まえた配慮の実施

- e 本年夏季に実施した各熱中症予防対策の取組に関する確認

(ク)「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項

- a 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
- b 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
- c 支援制度（専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用

(ケ)「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項

- a 「自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト【労働者用】」を活用した作業環境の確保及び改善
- b 「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【事業者用】」を活用した労働者の心身の健康確保

(コ)化学物質による健康障害防止対策に関する事項

- a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS 交付等の状況の確認
- b SDS 等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施（業種別・作業別の化学物質管理マニュアル（建設業、ビルメンテナンス業、食料品製造業など）に基づく対策等の実施を含む）
- c ラベル・SDS の内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施
- d 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取扱上の注意事項の確認
- e 中小規模事業場を中心とした特定化学物質障害予防規則等の特別規則の遵守の徹底
- f 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
- g リスクアセスメント対象物健康診断、特殊健康診断等による健康管理の徹底
- h 塗料等の剥離作業における剥離剤による健康障害防止対策の徹底

(サ)石綿による健康障害防止対策に関する事項

- a 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれらの

対策の実施に対する発注者による配慮の推進

- (a) 有資格者による事前調査の実施、事前調査結果の掲示及び備え付けの徹底
- (b) 労働基準監督署に対する届出の徹底
- (c) 隔離・湿潤化の徹底
- (d) 呼吸用保護具等の使用の徹底及び適正な使用の推進
- (e) 作業後等の労働者の洗身や工具等の付着物の除去の徹底
- (f) 石綿作業主任者の選任及び職務遂行の徹底
- (g) 健康診断の実施の徹底及び離職後の健康管理の推進
- (h) 作業実施状況の写真等による記録の徹底

b 吹付け石綿等の損傷、劣化等により、労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における吹付け石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ込め等の徹底（貸与建築物等の場合において貸与者等に措置の実施を確認し、又は求めることを含む。）

- (a) 労働者が就業する建築物における石綿含有建材の使用状況の把握
- (b) 封じ込め、囲い込みがなされていない吹付け材、保温材等の石綿使用の有無の調査
- (c) 建材の損傷、劣化等の状況に関する必要な頻度の点検の実施
- (d) 建材の損傷、劣化等の状況を踏まえた必要な除去等の実施
- (e) 設備の点検、補修等の作業を外注する場合における、吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷、劣化等の状況に関する当該設備業者等への情報提供の実施

c 石綿にはく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止

- (a) 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷、劣化等の状況に関する当該業務の発注者からの情報収集の実施
- (b) 労働者が石綿にはく露するおそれがある場合（不明な場合を含む。）における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底

d 禁止前から使用している石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底

- (a) 工業製品等における石綿含有製品等の把握
- (b) 石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具等の使用等

(シ) 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

a 東京電力福島第一原子力発電所における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底に関する事項

b 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強

化について」(平成 24 年 8 月 10 日付け基発 0810 第 1 号)に基づく東京電力福島第一原子力発電所における事故の教訓を踏まえた対応の徹底に関する事項

イ 労働衛生 3 管理の推進等

(ア) 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化に関する事項

- a 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
- b 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実(総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者の選任及びその労働基準監督署への報告の徹底を含む)とその職務の明確化及び連携の強化
- c 衛生委員会の毎月 1 回以上の開催と必要な事項の調査審議
- d 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
- e 現場管理者の職務権限の確立
- f 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実

(イ) 作業環境管理の推進に関する事項

- a 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
- b 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
- c 事務所や作業場における清潔保持
- d 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善

(ウ) 作業管理の推進に関する事項

- a 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
- b 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
- c 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底

(エ)「職場の健康診断実施強化月間」(9 月 1 日～9 月 30 日)を契機とした健康管理の推進に関する事項

- a 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- b 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- c 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
- d 健康保険法に基づく医療保険者が行う保健事業との連携
- e 健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発

(オ) 労働衛生教育の推進に関する事項

- a 雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底

- b 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施

(カ)「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等に基づく心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施に関する事項

(キ)快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進に関する事項

(ク)「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づく副業・兼業を行う労働者の健康確保対策の推進に関する事項

(ケ)「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」に基づく個人事業者等が健康に就業するための取組の推進に関する事項

- a 健康管理に関する意識の向上等個人事業者等が自身で実施する事項の推進
- b 個人事業者等への安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供等注文者等が実施する事項の推進

ウ 作業の特性に応じた事項

(ア)粉じん障害防止対策の徹底に関する事項

- a 「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした「第10次粉じん障害防止総合対策」に基づく取組の推進
 - (a)呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
 - (b)ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
 - (c)じん肺健康診断の着実な実施
 - (d)離職後の健康管理の推進
 - (e)その他地域の実情に即した事項

- b 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進

(イ)電離放射線障害防止対策の徹底に関する事項

(ウ)「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく騒音障害防止対策の徹底に関する事項

- a 騒音健康診断の実施
- b 聴覚保護具の使用
- c 騒音障害防止対策の管理者の選任

(エ)「振動障害総合対策要綱」に基づく振動障害防止対策の徹底に関する事項

(オ)「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく情報機器作業における労働衛生管理対策の推進に関する事項

(カ)酸素欠乏症等の防止対策の推進に関する事項

- a 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
- b 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底

(キ)建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等に関する事

項

エ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

- a 請負人等が労働者と同じ場所で就業する場合における保護具の着用の周知や立入りが禁止された場所への立入禁止の遵守義務等の安全衛生の確保に必要な措置の実施
- b 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
- c その他請負人等が安全衛生に係る事項を円滑に実施するための配慮

第14次東京労働局労働災害防止計画 推進中!



第30回 産業保健フォーラム IN TOKYO 2025

参加費
無料!!

高年齢労働者の健康確保～いくつになっても働ける職場づくり～

日時 令和7年10月8日(水)

開場 9:50

場所 ティアラこうとう (江東区住吉2丁目28番36号)

10:20 主催者あいさつ

【基調講演】

10:30～
11:45 高年齢労働者のウェルビーイングと産業保健に求められる役割

法政大学キャリアデザイン学部教授 東京産業保健総合支援センター相談員 廣川 進 氏

事例発表①

13:30～
14:30 ケースに学ぶ高年齢労働者の健康保持・増進策と自職場への活用

産業医科大学 産業医実務研修センター副センター長 教育教授 柴田 喜幸 氏

事例発表②

14:30～
15:00 人生100年時代の口の健康とは～歯だけではなく口の機能も重要です～

東京科学大学 大学院 歯学部総合研究科 地域・福祉口腔機能管理学分野 教授 松尾 浩一郎 氏

事例発表③

15:00～
15:30 企業における治療と仕事の両立支援～職場の環境整備の視点から～

公益財団法人 明治安田厚生事業団 ウェルネス開発室長
健康経営エキスパートアドバイザー 三橋 由美子 氏

同時開催 | 健康測定コーナーもあります！

健康測定コーナー

相談コーナー

展示コーナー

〈主催〉 東京労働局／(公社)東京労働基準協会連合会／東京産業保健総合支援センター

〈後援〉 東京都／特別区長会／東京都市長会／東京都町村会／(公社)東京都医師会／

東京都産業保健健康診断機関連絡協議会／全国労働衛生団体連合会東京都地区協議会／他関係団体 (予定含む)

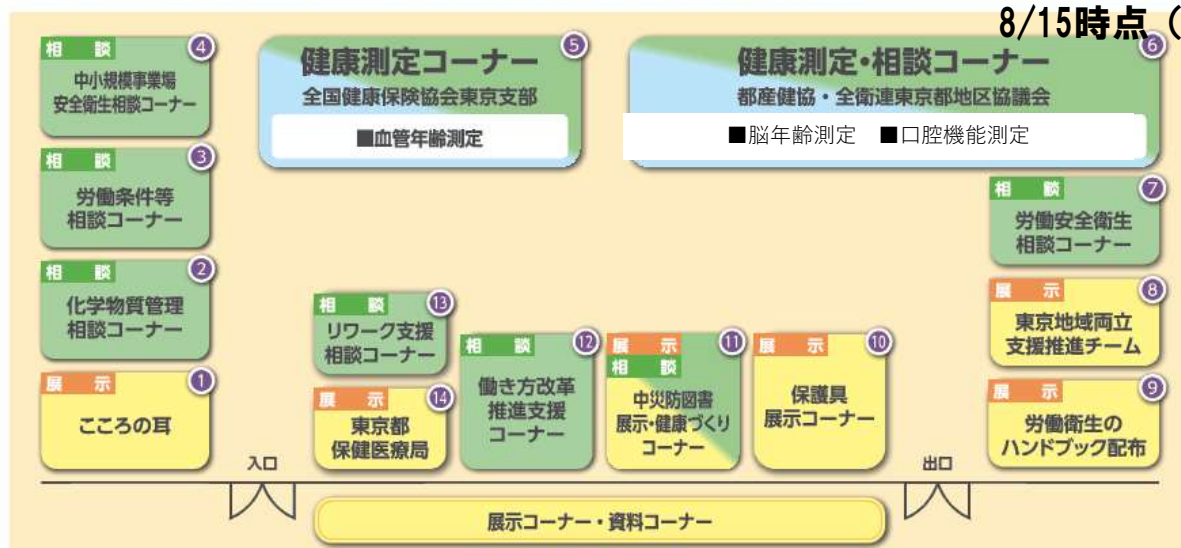


申し込みは、Webでお願いします。

ご記入頂いた個人情報につきましては、本大会の的確な実施のために使用するもので、これ以外の目的には使用しません。
フォーラムの講演等につきましては後日アーカイブ配信を予定しております。(詳しくは東京労働局ホームページをご確認ください。)

地下1階 大会議室 健康測定・相談・展示コーナーご案内

8/15時点(予定)



健康測定・相談・展示コーナーの内容と出展団体

- ① **こころの耳**
(一社) 日本産業カウンセラー協会 こころの耳運営事務局
● 「こころの耳」サイトの紹介
- ② **化学物質管理／リスクアセスメント**
新たな化学物質管理への対応相談コーナー
テクノヒル (株)
● リスクアセスメントを中心とする
化学物質管理の進め方に関する相談
- ③ **労働条件等相談コーナー**
東京労働局労働基準部監督課
- ④ **中小規模事業場安全衛生相談コーナー**
(公社) 東京労働基準協会連合会
- ⑤ **健康測定コーナー**
全国健康保険協会東京支部
● 血管年齢測定
- ⑥ **健康測定・相談コーナー**
東京都産業保健健康診断機関連絡協議会
全国労働衛生団体連合会東京都地区協議会
● 口腔機能測定
● 脳年齢測定
- ⑦ **労働安全衛生相談コーナー**
(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部
- ⑧ **東京地域両立支援推進チーム**
東京地域両立支援推進チーム／東京労働局労働基準部健康課
● 治療と仕事の両立支援の案内
- ⑨ **労働衛生のハンドブック** (令和7年度版)配布
東京産業保健総合支援センター
- ⑩ **保護具展示コーナー**
(公社) 日本保安用品協会
● 呼吸用保護具・保護めがね
化学防護服・化学用防護手袋の展示
- ⑪ **中災防図書展示、ストレスチェック・エイジフレンドリー相談コーナー**
中央労働災害防止協会
● 図書の展示及びエイジフレンドリーやストレスチェックに関する相談
- ⑫ **働き方改革推進支援コーナー**
東京働き方改革推進支援センター
- ⑬ **リワーク支援相談コーナー**
東京障害者職業センター リワークセンター東京
● リワーク支援等の利用案内、情報提供
● リワーク支援に関する相談
- ⑭ **東京都保健医療局**
東京都保健医療局保健政策部健康推進課
● 健康づくり関係パンフレット等配布

東労発基 0821 第 1 号
令和 7 年 8 月 21 日

関係団体の長 殿

東京労働局長
(公印省略)

令和7年度（第76回）全国労働衛生週間の実施に関する協力依頼について

平素より労働行政の推進に当たり、格別の御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、全国労働衛生週間は、昭和 25 年から毎年実施しているもので、今年で 76 回目を迎え、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところであります。

本年度においては、別添「令和7年度 全国労働衛生週間 実施要綱」に基づき、「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」をスローガンとして、9月1日から9月30日までを準備期間、10月1日から10月7日までを本週間として展開されます。

つきましては、全国労働衛生週間の積極的な展開に資するため、傘下会員事業者への周知啓発について、特段の御配慮をお願いいたします。

令和 7 年度「メンタルヘルス対策等自主点検」の概要

令和 7 年度全国労働衛生週間期間及び準備期間に、東京労働局管内の事業場を対象に、メンタルヘルス対策等に関する自主点検を実施します。

1 目的

労働者の受けるストレスは拡大する傾向にあり、仕事に関して強い不安やストレスを感じている労働者が半数を超える状況にあります。

また、精神障害等に係る労災補償状況を見ると、請求件数、認定件数ともに高止まりの傾向にあります。

このような中で、心の健康問題が労働者、その家族、事業場に与える影響は、ますます大きくなっています。

「職場におけるメンタルヘルス対策」の推進は、本年度においても、労働基準行政における重要な課題としており、メンタルヘルス対策等に取り組む事業場の割合を段階的に向上させることとしています。

そのため、事業場に自主的な改善を促すために自主点検を実施します。

2 方法

東京労働局管内の約 3,500 事業場（予定）に対し自主点検票を郵送し、ウェブ又は郵送により回答を求めます。

対象事業場は、10 人以上の事業場から抽出するものとします。

3 実施時期

令和 7 年 9 月～10 月

ストレスチェックを実施しましょう

職場の
メンタルヘルス対策
どうする？

職場環境
を改善して働きやすく！

ストレスチェック
って何？

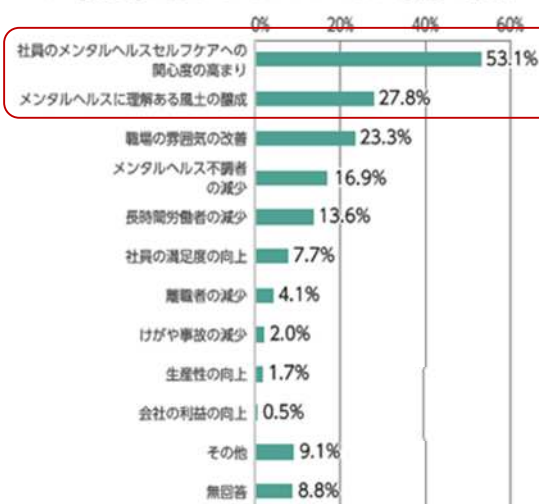
ストレスチェックとは

ストレスに関する質問票(選択回答)に労働者が記入し、それを集計・分析することで、自分のストレスがどのような状態にあるかを調べる簡単な検査です。

ストレスチェックの実施が努力義務とされている50人未満の事業場も、労働者自身のストレスへの気づきを促す等の重要な効果があることを考慮し、メンタルヘルス対策の一環として、計画的に導入を検討することが望まれます。

令和7年5月14日に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律により、50人未満の事業場のストレスチェック実施の義務化が公布後3年以内に施行されます。

▶ 事業場が感じるストレスチェック制度の効果



ストレスチェックは何のためにやるのですか？

労働者が自分のストレスの状態を知ること、ストレスをためすぎないように対処したり、ストレスが高い状態の場合は医師の面接を受けて助言をもらったり、職場の改善につなげたりすることで、メンタルヘルス不調を未然に防止するための仕組みです。

質問票のイメージ

あなたの仕事についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。

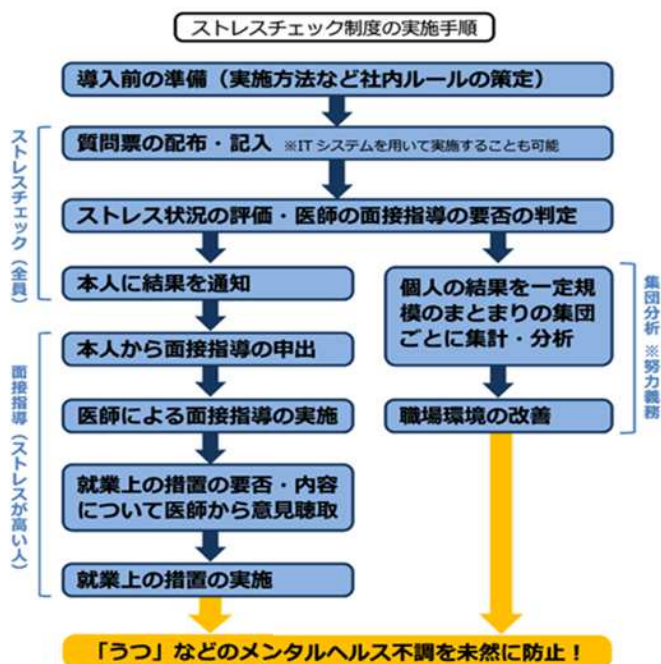
1. 非常にたくさんの仕事をしなければならない-----1234
2. 時間内に仕事が処理しきれない-----1234

最近1か月間のあなたの状態についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。

1. 活気がわいてくる-----1234
2. 元気がいっぱいだ-----1234

具体的には何をすればよいのでしょうか？

ストレスチェック(準備から事後措置まで)は、以下の手順で進めます。1年以内ごとに1回、実施しましょう。



○ ストレスチェック制度導入ガイド



○ ストレスチェック制度導入マニュアル



○ ストレスチェック制度の効果的な実施と活用に向けて



○ 事業用におけるメンタルヘルス対策の取組事例集



PICK UP !

取組事例：外部のサポートを得ながら、自社内でストレスチェックを実施

建設業 49人以下（単独事業場）

課題

ストレスチェックをはじめたいが、どのように進めればよいかわからない。

工夫

外部のサポート窓口にご相談し、実施方法等について教えてもらいながら実施方法を検討。

助言を得ることができる保健師と契約し、ストレスチェックを実施。 パンフレットの29ページ【事例6】



こころの耳

検索

厚生労働省ポータルサイトこころの耳



東京産業保健総合支援センター



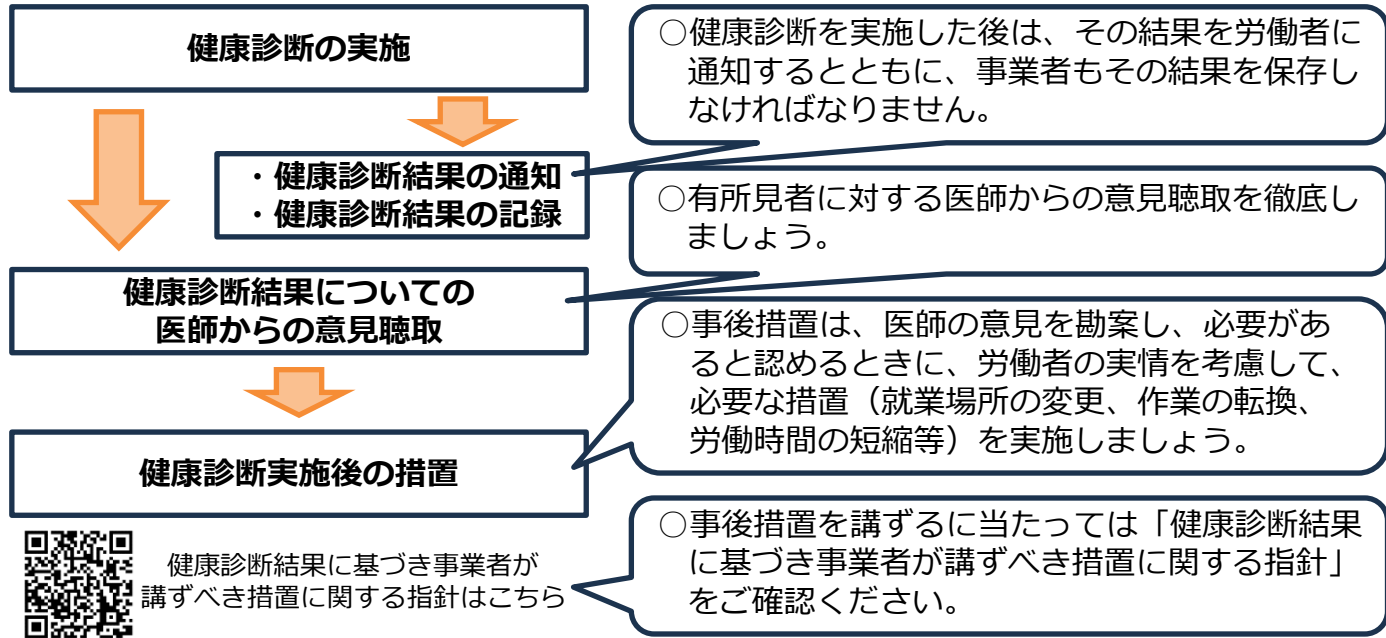
ストレスチェック制度サポートダイヤル：0570-031050

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

「健康診断及び事後措置の実施の徹底」と「医療保険者との連携」をお願いします

1.健康診断及び事後措置の実施の徹底

- **健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。**
- 一般的に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。



<地域産業保健センターのご案内>

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場への支援として、産業医・保健師を配置し、**健診結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導、産業医等の事業場訪問による保健指導、労働者の健康に係る各種相談**などの対応をしていますので、ぜひご活用ください。

2.医療保険者との連携

- **医療保険者※¹から健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください。**

- 保険者は、高齢者医療確保法に基づき特定健康診査・特定保健指導を、健康保険法に基づき保健事業を実施し、労働者の予防・健康づくりに取り組んでいます。
- これらの取組が着実に進められるよう、保険者から労働者の健康診断結果を求められた場合は、その写しを提供することが事業者には義務づけられていますので、健康診断結果の提供への協力をよろしくお願いします。

※法律に基づく提供の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。

- 厚生労働省では、コラボヘルス※²等の労働者の健康保持増進のための取組に要した費用に対し、エイジフレンドリー補助金で一部補助を行っています。積極的にご活用ください。

※¹：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。

※²：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行すること。

エイジフレンドリー補助金
のご案内はこちら



【重点事項】

- (1) 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- (2) 健康診断結果の記録の保存の徹底
- (3) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- (5) 健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）に基づく保健事業との連携
- (6) 平成30年3月29日付け基安労発0329第3号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえた小規模事業場における地域産業保健センターの活用

【その他の産業保健に関する取組の周知・啓発】

事業場における産業保健の推進を図るため、重点事項の指導等と併せて、以下の取組についても周知・啓発を行うこと。

- (1) 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年9月1日健康保持増進のための指針公示第1号、令和5年3月31日最終改正）等に基づく取組の推進
 - (ア) 地域資源の活用については、「地域・職域連携推進ガイドライン」（平成17年3月策定、令和元年9月改訂）に基づく取組
 - (イ) 運動の習慣化等による健康保持増進については、スポーツ庁のポスター等を活用した「体力づくり強調月間」(①)（毎年10月1日～31日）、スポーツの日（毎年10月の第2月曜日）及び「Sport in Life推進プロジェクト」の周知啓発(②)
 - (ウ) 労働者の高齢化を踏まえた取組については、高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）（令和2年3月16日策定）に基づく取組
- (2) 職場におけるがん検診の推進
 - (ア) 健康診断実施時に、事業者や健康診断実施機関等から、がん検診の受診勧奨(③)
 - (イ) 特に、女性従業員に対し、乳がん検診・子宮頸がん検診や婦人科等の定期受診促進について、別添3及び別添4のリーフレットを活用した周知
 - (ウ) 「職域におけるがん検診に関するマニュアル」（平成30年3月策定）を参考にしたがん検診の実施
 - (エ) 別添5のリーフレットを活用した、がん対策推進企業アクションの周知
- (3) 女性の健康課題に関する理解の促進
 - (ア) 別添6のリーフレットを活用した産業保健総合支援センターにおける人事労務担当者・産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修及び女性の健康課題に関する相談窓口の周知
 - (イ) 企業や働く女性向けに健康管理に関する情報を提供している「働く女性の心とからだの応援サイト」(④)や「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」(⑤)の活用
 - (ウ) 令和5年5月19日付け基安発0519第4号「転倒災害防止対策の推進について」及び別添7の転倒災害防止に向けたリーフレットによる骨粗鬆症検診の受診勧奨
- (4) 口腔の健康の保持増進
令和7年7月1日付け基安労発0701第1号「一般健康診断問診票を活用した歯科受診勧奨について（協力依頼）」中の歯科早期受診勧奨リーフレット(⑥)を活用した歯科受診勧奨
- (5) 眼科検診等の実施の推進
 - (ア) アイフレイルチェックリスト(⑦)や6つのチェックツール(⑧)を活用した目のセルフチェックの推進
 - (イ) 転倒等の労働災害の原因ともなっている視野狭窄を含む緑内障等の眼科疾患を予防し、早期に発見するため、40歳以上の従業員に対し、別添8のリーフレットを活用した眼科検診(⑨、⑩、⑪)の周知
- (6) 職場における感染症に関する理解と取組の促進
 - (ア) 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成23年5月16日策定、令和4年3月7日最終改訂）に基づく職域での検査機会の確保等
 - (イ) 「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」（平成7年2月20日策定、平成22年4月30日改訂）に基づく取組
 - (ウ) 令和4年4月20日付け基安労発0420第1号「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」等に基づく抗体検査の機会の提供等
- (7) 「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」（令和6年5月28日策定）に基づく、個人事業者等による定期的な健康診断の受診、注文者等による健康診断の受診に要する費用の配慮等個人事業者等の健康管理のための取組の周知

※本月間に係る通知本文や別添をご参照されたい場合はこちらをご覧ください。⇒



※上記で参照している資料（①～⑪）や別添のリンク先はそれぞれ、右欄・下欄の対象QRコードをご覧ください。（リンク先の参照等の関係で、一部通達の表記を加工しています。）

(別添2)



(別添3)



(別添4)



(別添5)



(別添6)



(別添7)



(別添8)



(①)



(②)



(③)



(④)



(⑤)



(⑥)



(⑦)



(⑧)



(⑨)



(⑩)



(⑪)





熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀ キャンペーン実施要項

キャンペーン期間

4月

準備

5月

6月

7月

重点取組

8月

9月

準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立



事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数(WBGT)の把握の準備



JIS規格に適合した暑さ指数計を
準備し、点検

作業計画の策定



暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業計画を策定

設備対策の検討



暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風
または冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討



冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討



透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施



管理者、労働者に
対する教育を実施

ガイド・教育動画



e-learning



緊急時の対応の事前確認



緊急時の対応(異常時における連絡体制や
対応手順等)を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁(予定)

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の
調整
※新規入職者や休み明け労働者は別途注意
すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏
まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患
④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲
の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認



作業中の労働者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる
等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導



異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、全身を濡らして送風することなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間
7月
にすべきこと



- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

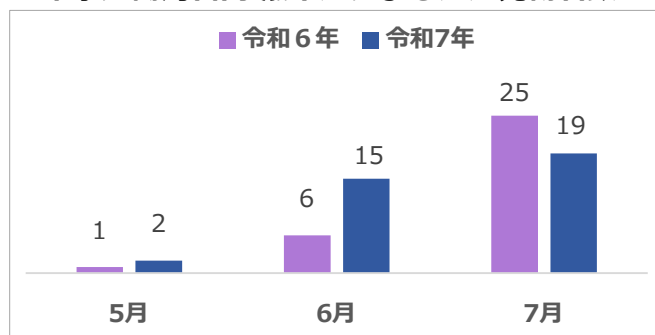
Cool Work TOKYO (9月号)

～ 職場における**熱中症予防対策**について情報発信します ～

9月も **STOP! 熱中症** クールワークキャンペーン 熱中症に引き続き警戒してください。

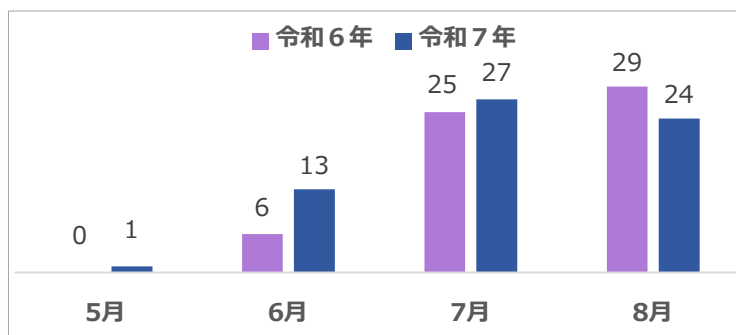
気象庁が発表した向こう1か月の天気の見通しでは、東日本では平年より気温が高くなる見込みとなっています(※)。**9月も厳しい暑さが続くことが予想されますので、引き続き熱中症予防対策に心がけてください。**(※) 1か月予報(8月21日発表)の解説より

東京労働局管内 熱中症による月別死傷者数



※データは熱中症による死亡及び休業4日以上 の件数です。
令和7年は本年7月末日時点、令和6年は令和6年7月末日時点での速報値です。

東京都内 真夏日の日数(※)



※真夏日とは最高気温が30℃以上の日をいいます。
気象庁の気象データ(地点:東京)より引用したものです。
令和7年8月の日数は、8月26日時点での速報値です。

東京労働局からのお知らせ



東京労働局ホームページ
熱中症予防対策を掲載しています。

東京労働局HP



東京労働局公式YouTubeチャンネル
熱中症予防対策含む各種動画を掲載しています。

東京労働局
公式YouTube



東京労働局公式X
熱中症予防対策含む各種情報を発信しています。

東京労働局公式



9月は全国労働衛生週間準備期間です

スローガン

ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて
ストレスチェックで健康職場

ショート動画



全国労働衛生週間 10月1日～7日

準備期間 9月1日～30日

詳細はこちら

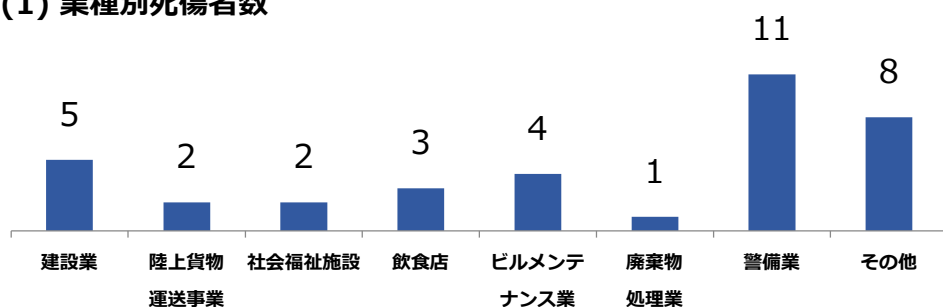


1 令和7年の東京労働局管内の熱中症の発生事例

業種	発生月 時間	年齢 経験	発生状況	休業見込 日数等
建設業	6月 15時	20歳代 1年以上5年未満	屋外の工事現場において、基礎躯体の配筋作業に従事していたところ、痙攣等の症状を発症したものの。	14日
飲食店	7月 12時	40歳代 1年未満	厨房内の洗い場において、食器洗い等の作業に従事していたところ、立ってられなくなり、その後救急搬送されたもの。	7日
ビルメンテナ ンス業	6月 16時	70歳代 1年以上5年未満	ビルの巡回点検の作業を行っていたところ、意識を失い、その後病院に搬送されたもの。	2月
警備業	7月 12時	40歳代 1年未満	屋外の工事現場において、交通誘導警備業務に従事していたところ、頭痛、吐き気等の症状を発症し、その後病院に搬送されたもの。	7日

2 令和7年の東京労働局管内の熱中症による死傷者数（7月末日時点の速報値）

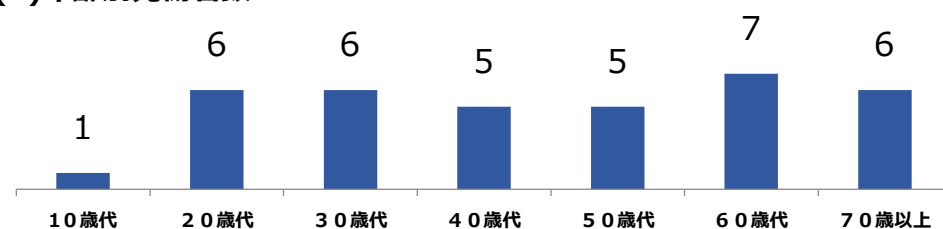
(1) 業種別死傷者数



※警備業、建設業、ビルメンテナンス業で特に多く発生しております。



(2) 年齢別死傷者数



※あらゆる年代で発生しております。

(3) 時間別死傷者数

